

### 3. 本学の奨学金について(令和5年度)

#### ◎特待生奨学金(減免)

学業成績優秀かつサークル活動、学生会活動及び地域貢献活動に顕著な実績を残した者に対し、審査を経て特待生として認定し学費の減免を行い、その就学を奨励する

#### ◎社会人学び直し支援奨学金(減免)

社会人が本学に就学することを支援するために、学費の減免を行う。

#### ◎帯広大谷短期大学緊急学資支援奨学金(減免)

本学の学生で、家計の急変(家計支持者の死亡・病気・失職等)により経済的に学業の継続が困難となったため、学資支援を必要とする者について学資を援助することを目的として、給付する奨学金です。

#### ◎帯広大谷学園菩提樹奨学基金(給付)

帯広大谷学園の建学の精神を尊重し、学費支弁に著しく困難な事情がある学生を対象に奨学金を支給する制度です。

#### ◎帯広大谷短期大学東本願寺奨学金(給付)

親鸞聖人の御教えを建学の精神、教育の中心としている真宗大谷派学校連合会加盟校である学校法人帯広大谷短期大学に在籍する学生を対象に、「就学支援」及び「多様な分野で社会貢献する人」の誕生に資することを目的として、給付する奨学金です。

#### ◎同窓会奨学金(給付)

帯広大谷短期大学同窓生と在学生を結ぶ絆として、学生の学業や課外活動等の奨励及び生活向上を目的とし、奨学金を給付する制度です。

奨学金制度	給付(減免)額	給付期間	採用人数	令和4年度採用者数
特待生奨学金	年間授業料の半額 年間授業料の1/4額 学長が認めた金額	1年間	各学科1~2名	-
社会人学び直し支援奨学金	年間授業料のうち260,000円を減免	修業年限 ただし、進級時の学業成績、学習姿勢が著しく芳しくない学生に限り審査のうえ、給付継続を判定	特別(社会人)入学試験を受験・合格し、本学に入学する者	1年生 3名 2年生 5名
緊急学資支援奨学金	当該年度における本学学則第40条に規定する学費とし、それぞれ全額、半額又は4分の1の相当額を減免	事由が発生した時から卒業又は支援状況が解消されるまで	随時	-
菩提樹奨学基金	100,000円程度/1人の給付	1年間	2名程度	1年生 1名 2年生 1名
東本願寺奨学金	60万円のうち、採用人数により決定	1年間	2名程度	5名
同窓会奨学金	200,000円	1年間	最終学年に在籍する学生より1名	1名